

8. 第12回 全国犯罪被害者の会（あすの会）大会決議

第1決議 死刑制度の存置

死刑制度は、犯罪被害者を含む国民の圧倒的多数が支持しており、今後も存続すべきである。

第2決議 裁判員裁判における量刑判断のあり方

裁判所は、裁判員裁判における一般市民の感覚を反映した量刑判断を尊重すべきであり、先例をことさらに重視すべきではない。

第3決議 新たな被害者補償制度の創設

犯罪被害者等給付金制度を抜本的に改め、新たな生活保障型の犯罪被害者補償制度を創設すべきである。

第4決議 被害者参加制度の拡充

次の通り、被害者参加制度のさらなる拡充を求める。

- ①公判前整理手続に被害者が参加できるようにすべきである。
- ②被害者は証人に対し、事実関係についても質問できるようにすべきであり、また、被害者が証人になる場合には、被害者参加弁護士からの尋問も認めるべきである。
- ③同一の手続で起訴されている複数の事件については、被害者は、全てについて意見が述べられるようにすべきである。
- ④法曹三者、特に裁判長は、被告人質問が、被害者や遺族のその後の立ち直りに大きな影響を与えることを十分に理解し、被害者自身が直接質問できる機会を不当に制限することがないようにすべきである。

以上の通り決議します。

全国犯罪被害者の会（あすの会）

決議理由については、あすの会 HP をご参照ください。 http://www.navs.jp/2014_1_25_4.pdf

9. 閉会の辞

林 良平

死刑制度について考えた今日のシンポジウムは非常に意義のあるものであったと思います。私個人の意見を述べさせていただくと、日本では死刑制度を文化として引き継いでおり、人の命を奪った者には、死刑という罰が値するという国民の意識があります。更に裁判制度として3審制が存在している国であるということを、私たち被害者は国民全体に理解してもらうように、広げていかなければならないと思います。

今後は、皆様に賛同いただいた決議に則り幹事会が活発に活動していくことと思います。

本日はありがとうございました。

